

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年6月21日)

〔件 名〕

- 1 7月7日クールアース・デー 県庁ライトダウンの実施について  
(環境立県推進課)・・・1
- 2 平成22年度版鳥取県環境白書(施策編)の発行について  
(環境立県推進課)・・・2
- 3 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について  
(水・大気環境課)・・・5
- 4 鳥取市長谷地内におけるPCB流出事案の処理状況等について  
(循環型社会推進課)・・・6
- 5 平成21年度消費生活相談の概要について (消費生活センター)・・・7

生活環境部

## 7月7日クールアース・デー 県庁ライトダウンの実施について

平成22年6月21日  
環境立県推進課

環境省では平成15年から地球温暖化防止のため、例年夏至～七夕の時期に、全国のライトアップ施設や家庭での消灯を呼びかける「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しており、鳥取県でも県民に対する省エネルギー活動推進の普及啓発を目的として、平成20年度から当キャンペーンに参加しています。今年度も引き続き、当キャンペーンに参加するとともに、関連事業を実施します。

- 1 実施日時 平成22年7月7日(水) 午後8時～10時  
※一斉退庁、一斉消灯の完了後、午後7時30分頃から県庁本庁舎南側の窓を用いて窓明かりによる文字を点灯させ、8時前のカウントダウンにより完全消灯する。
- 2 実施範囲 全庁(県庁本庁舎、第二庁舎、総合事務所等地方機関、県警本部)  
※緊急・保安・防犯上やむを得ない部分は除く
- 3 ライトダウンを促進する施策(職員への呼びかけ)
  - (1)一斉退庁日及び午後7時以降消灯日の実施について  
時間外勤務縮減及び仕事と生活との調和(ワークライフバランス)の観点から、一斉退庁日である7月7日を臨時の午後7時以降消灯日として併せて設定。
  - (2)ノーマイカー運動の実施及び強化週間の設定  
環境負荷低減及び交通渋滞緩和の観点から、7月7日を県庁一斉ノーマイカーデーに指定し、公共交通機関の利用等により通勤するよう呼びかけを実施。また、7月5日(月)～9日(金)をノーマイカー運動参加強化週間に指定。
- 4 資料提供について  
県関係施設・市町村等や民間団体等のライトダウンやキャンドルナイト等イベントについて資料提供を行い、県内の企業・団体等に情報を提供し、波及効果を図る。
- 5 キャンペーン期間中(6月20日～7月7日)に実施する関連事業(県民向け)
  - (1)和紙製ミニランプづくり  
実施日時:6月15日(火) 午前10時～11時30分  
実施場所:鳥取市立久松(きゅうしょう)保育園
  - (2)和紙製ミニランプ、自転車発電キット等の展示  
展示期間:6月21日(月)～7月7日(水)  
展示場所:県庁本庁舎1階ロビー
  - (3)七夕飾りの展示  
展示期間:7月1日(木)～7日(水)  
展示場所:県庁本庁舎1階ロビー
  - (4)電気自動車の試乗会  
実施日時:7月7日(水) 午後6時30分～8時  
実施場所:県庁構内駐車場

【参考】アーピーとっどりの主催で、『100万人のキャンドルナイト2010 in とっどり』を実施予定  
実施日時:6月27日(日) 午後7時～  
実施場所:倉吉キリスト教会 Uチャペル(東伯郡北栄町下神200)  
実施内容:キャンドルの明かりでノグチアツシ(安来のおじ)さんのコンサートを開催

## 平成22年度版鳥取県環境白書（施策編）の発行について

平成22年6月21日  
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年10月8日鳥取県条例第19号）」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものです。

環境白書については、年度当初に講じようとする環境施策を取りまとめた「施策編」を公表して、県民の方々が利用可能な各種支援制度の周知を図ることとしております。

このたび、「平成22年度版鳥取県環境白書（施策編）」を取りまとめましたので、県ホームページ上で公表することとします。

なお、「環境の現状及び講じた施策の状況」については、前年度の各種データがまとまり次第、「実績編」として別途公表（例年12月頃）することとしています。

### 1 鳥取県環境白書の概要

○鳥取県が環境分野で力を入れている次の重点取り組みテーマ（環境基本計画の五つの目標）に分類して、各種事業の概要を掲載しています。

- I すべての主体の連携・協働による環境立県
- II 循環を基調とする経済社会システムの実現
- III 自然と人間との共生の確保
- IV 快適な環境・美しい景観の保全と創造
- V 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携
- VI 共通的・基盤的施策の推進

### 2 環境白書の入手方法について

○県のホームページに掲載し、閲覧や必要部分のダウンロードが可能となっています。

○また、入手方法について、住民の方が市町村等に設置してある公共用端末（インターネット）で閲覧できるように県内のすべての図書館、市町村及び県地方機関に、環境白書の公開及び入手方法について周知することとしています。

○県ホームページでは、各種事業の概要の他に、各課の情報ページにもリンクできるように、各課のアドレスを記載し、即座に関連情報を閲覧可能としています。

#### 【平成22年度版 鳥取県環境白書ホームページ】

鳥取県ホームページ（とりネット） → とっとりエコナビ → 鳥取県環境白書  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/econavi/>



この環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめたものです。

環境白書については、年度当初に講じようとする環境施策を取りまとめた【施策編】を公表して、県民の方々が利用可能な各種支援制度など周知を図っております。

「平成22年度の環境の現状」及び「平成21年度に講じた施策」については、【実績編】として、前年度の各種データがまとまり次第公表いたします。

本白書が多くの県民、事業者などの皆様に活用され、環境への関心の高まりや、環境活動への具体的な取り組みへつなげていただければ幸いです。

## ■ 平成22年度に講じようとする施策【施策編（平成22年6月公表）】

### 1. すべての主体の連携・協働による環境立県

- 1.1 環境教育・学習の推進
- 1.2 環境配慮活動の推進
- 1.3 環境立県県民運動の推進
- 1.4 大学との連携

### 2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

- 2.1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理
- 2.2 環境産業の振興、環境産業クラスターの形成
- 2.3 水、大気、土壌環境の保全
- 2.4 環境ホルモンなど化学物質の適正管理

### 3. 自然と人間との共生の確保

- 3.1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生
- 3.2 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生
- 3.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保
- 3.4 人と自然とのふれあいの確保

### 4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

- 4.1 美しい景観の保全と創造
- 4.2 歴史的、文化的環境の保存と整備
- 4.3 環境影響評価の推進

### 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

- 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減
- 5.2 自然エネルギーの導入
- 5.3 酸性雨、黄砂防止対策の推進
- 5.4 国際連携の推進

### 6. 共通的・基盤的施策の推進

- 6.1 共通的・基盤的施策の推進

# 1. すべての主体の連携・協働による環境立県

## 1.1 環境教育・学習の推進

### 環境教育推進事業 NEEUE

#### 1 目的

子どもたちの主体的な環境学習や具体的な実践活動を促すため、こどもエコクラブ活動を普及することにより、次世代を担う子どもたちの環境保全への意識醸成と環境活動の定着化に資する。

#### 2 内容

##### (1) こどもエコクラブ活動への支援

補助事業	補助事業の内容	補助対象経費
こどもエコクラブ活動支援補助金	こどもエコクラブの活動経費に対する市町村の補助事業に助成 限度額：メンバー及びサポーターの人数に700円を乗じた額 補助率：1/2	講師謝金及び旅費、図書購入費、資材及び消耗品費、使用料、賃借料、入館料、通信運搬費、保険料等(食糧費は対象外)

##### (2) こどもエコクラブの結成支援

県のホームページを通じて活動内容を紹介するなど、こどもエコクラブの広報、PRを充実させ、登録の推進を図る。

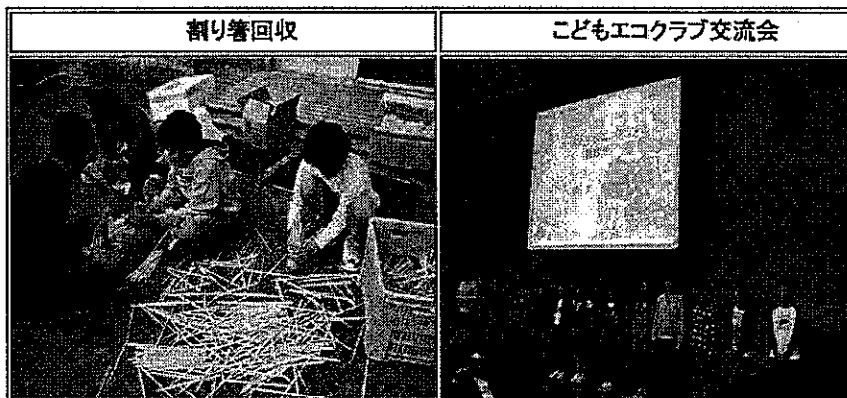
##### (3) こどもエコクラブ活動交流会の実施

こどもエコクラブの交流会を開催し、事例発表や情報交換を通じて活動の活性化を図る。

#### 3 背景

平成18年度の補助制度創設以来、県内のクラブ登録数は順調に増加(平成21年度末：12市町、81クラブ)

こどもエコクラブ活動の広がりは見られるものの、市町村の中には未設置のところもあり、未だ活動に対する市町村間の温度差があるのが現状。今後とも市町村に、こどもエコクラブの活動に対する普及啓発、連携体制の強化を働きかける必要がある。



●担当：生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7205

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「環境教育情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17857>

## 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成22年6月21日

水・大気環境課

### 1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

(6月4日までに追加実施を決定した事業) 2,084千円

### 2 追加実施事業の内訳

(単位：千円)

事業名	H22年度における雇用創出人数	H22年度執行予定額	事業概要
天神川流域下水道の施設整備に係る支援員設置事業	1名	2,084	天神川流域下水道の施設整備の監督管理業務について下水道法上の資格要件が必要であることから、有資格者を採用し、現場指導を行うほか、設備情報・資産情報等の収集整理、点検・部品取替履歴の整理等の事務を行う。

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

# 鳥取市長谷地内におけるPCB流出事案の処理状況等について

平成22年6月21日  
循環型社会推進課

## 1 これまでの対応経過

### <4月12日(月)>

- 東部総合事務所生活環境局（以下「生活環境局」）が通報を受け現地調査
- 水、土壌を採取し分析検査を開始（水質7箇所、土壌2箇所）

### <4月13日(火)>

- 県関係部局が合同で現地調査を行い、拡散防止を実施
- 検査結果:水質検査（7箇所）～全ての地点でPCBは未検出  
土壌検査（2箇所）～コンデンサ等が放置されていた1箇所からPCBを検出

### <4月15日(木)～30日(金)>

- 土壌汚染範囲を確定するため、県において土壌分析を実施。

## 2 汚染範囲の確定

コンデンサ放置場所周辺においてPCB含有試験を実施。（4月15日～4月30日）

- ・ 検査箇所：18ヶ所（当初7ヶ所、追加11ヶ所）
- ・ 検査結果：PCB汚染範囲は最大で約390㎡の狭い範囲と確定。

## 3 汚染土壌の撤去等

### (1) 汚染土壌の撤去

- ・ 東部総合事務所の指導により、業者が汚染土壌の撤去作業を開始。（4月21日）
- ・ 業者は、生活環境局に対して「東部総合事務所の指示に従い汚染除去等の措置を行う」との報告書を提出。（4月26日）  
→業者は、汚染深度確定のために土壌を採取し専門業者に分析を委託するとともに、処理計画に従い7月末を目途に汚染土壌の撤去は完了するよう作業中

### (2) 保管及び処分

- ・ 撤去後は土嚢詰めし、場内の建屋内で保管する予定。  
→その後、PCB汚染土壌又は産業廃棄物（廃油と土砂の混合物）としてそれぞれ適正に処分する予定。

## 4 今後の対応

- ・ 汚染土壌の撤去及び適正処理について、生活環境局において引続き業者の指導を行う。  
→「PCB保管届の提出」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置」についても指導中。

## 5 その他

### (1) 再発防止を図るため、本件と同様な状態（電気事業法に基づく使用廃止届出がされているが、PCB特別措置法に基づく保管状況の届出がされていない状態）にあるPCB電気工作物について、各総合事務所生活環境局が立ち入り調査を実施し必要な指導を行った。

- ・ 実施時期 4月20日～5月21日
- ・ 調査対象 対象43台（29事業場）
- ・ 結果概要

PCB特措法に基づく届出が未届けであり指導した	10台（7事業所）
PCB特措法の届出済み、PCB不含有が確認され問題なし	30台（19事業所）
引き続き調査中	3台（3事業所）

→今後、中国四国産業保安監督部と連携し、PCB特別措置法の届出要否等について調査・指導を徹底する。

### (2) 休廃止した採石場のうち、変電施設を備えているプラントが存置されている事業場について、各総合事務所（県土整備局及び生活環境局）が別途調査を実施した。

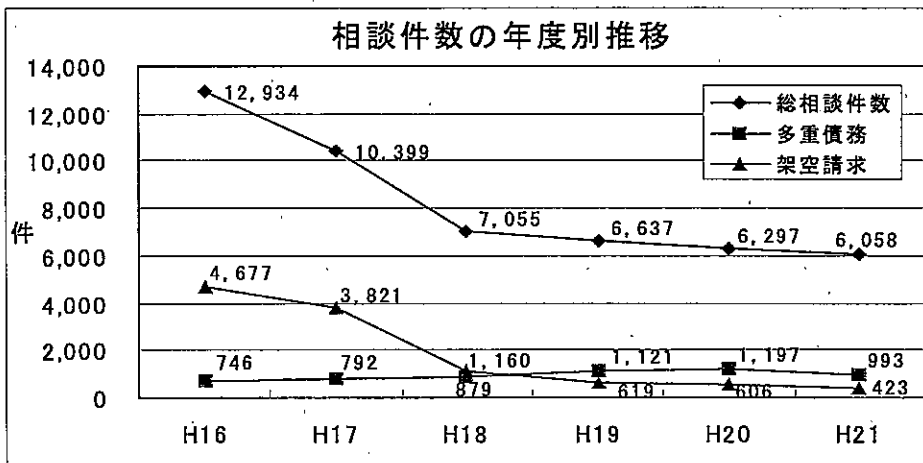
- ・ 時期：4月15日～19日、対象38事業場
- ・ 微量PCBに汚染されている可能性のある機器2台（1事業場）を確認  
→現在、責任を追及できる者について引き続き調査中

# 平成21年度消費生活相談の概要について

平成22年6月21日  
消費生活センター

## 1 概況

- 平成21年度の相談件数は6,058件で、前年度比3.8%の減少(239件の減)。架空請求の沈静化に伴い、H15の12,999件をピークに減少が続いている。
- 「多重債務」の相談は、近年増加傾向が続いていたが、H21年度は減少に転じた。多重債務相談は993件となり、前年度から17.0%(204件)の減少。
- 20歳未満と60歳以上からの相談件数は増加。



- 【相談内容上位3位】
- ①融資サービス  
(消費者金融等)  
1,321件
  - ②オンライン関連サービス等  
(アダルト、出会い系等)  
814件
  - ③レンタル・リース  
(不動産賃貸借等)  
167件

## 2 年代別相談状況

- ・ 20歳未満、60歳代以上の相談が増加し、20歳代～50歳代の相談は減少。

区分	H21 (%)	H20 (%)	差引 (ポイント)
～19歳	67 (1.1)	55 (0.9)	12 (0.2)
20歳代	409 (6.8)	568 (9.0)	△159 (△2.2)
30歳代	1,025 (16.9)	1,071 (17.0)	△46 (△0.1)
40歳代	1,166 (19.2)	1,355 (21.5)	△189 (△2.3)
50歳代	1,329 (21.9)	1,339 (21.3)	△10 (0.6)
60歳代	1,007 (16.6)	932 (14.8)	75 (1.8)
70歳～	697 (11.5)	642 (10.2)	55 (1.3)
不明	358 (5.9)	335 (5.3)	23 (0.6)

### 【高齢者・若年層の相談内容上位3位】

	高齢者	若年層
1	融資サービス	オンライン関連サービス等
2	オンライン関連サービス等	融資サービス
3	工事・建築・修理	レンタル・リース

## 3 無店舗販売(通信販売・訪問販売等)の状況

区分	H21	H20	差引
通信販売	1,242	1,584	△342
電話勧誘販売	444	481	△37
訪問販売	486	467	19
マルチ(まがい)	127	157	△30
その他	62	61	1
計	2,361	2,750	△389

- ・ 無店舗販売に関する相談件数は、架空請求(通信販売)の減少に伴い減少傾向にある。
- ・ 全体として減少傾向にあるなか、訪問販売に関する相談件数は増加している。